

# 横手市教育・保育施設整備計画



令和8年3月

横手市

# 目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の目標	2
4	計画の期間	2
	資料（第3期横手市子ども・子育て支援事業計画の体系）	3
5	教育・保育施設の現状	4
6	教育・保育の需要と供給の推計	8
7	確保の方策の目標と今後の方向性	10
8	整備の方針	11
9	整備の施策	12
10	施設修繕等の選定基準	15
	資料（横手市公立保育所の沿革）	16

# 1 計画の趣旨

横手市教育・保育施設整備計画（以下、「本計画」という。）は、こどもを安心して育てることができるよう必要な保育を確保するために、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の規定により定める市町村整備計画です。当該計画は、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画と規定されていますが、本計画では、独自に、幼稚園型認定こども園と地域型保育事業所を含めることで、市内で保育事業を営む全ての教育・保育施設を対象とし、児童福祉法の規定に準じた独自の形の計画を含むものです。

本計画は、こどもの数が一層減少する中、地域の実情に応じた教育・保育施設の配置のあり方と、こどもが安心して教育・保育を受けられる環境を柱として、ソフトとハードの両面から、今後の市内の教育・保育施設の整備の方向性を市が示すものです。

市では、平成 22 年 3 月に「横手市保育所整備計画」を策定し、計画期間を 10 年として、子育てを支える環境づくりを進めてきました。平成 29 年 3 月には、後継となる「横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画」を策定しました。この計画は、保育所を対象とした前計画を、保育所以外の施設も対象とした整備計画としつつ、当時 8 施設あった公立保育所の民営化計画を加えたものです。

令和 7 年度で横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画が終了することに伴い、新たに令和 12 年度までの 5 年間の計画期間とする本計画を策定しました。

# 2 計画の位置付け

市は、こどもと家庭を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、のびのびとこどもたちが育ち、また育てやすいと感じられるまちづくりを目指し、「第 3 期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。子ども・子育て支援事業計画は、市の子育て支援事業の総合計画と位置付けられます。

市町村整備計画は、児童福祉法の規定により、子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものとするのが求められます。

そのため、本計画を、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の個別計画と位置付け、その運用は当該計画の趣旨に沿ったものとします。

また、教育・保育施設は、地域の小学校と深い関わりがあり、幼小接続の連携も進み、地域によっては小学校と一体的なものとする市民の方も多いため、小学校の配置に関わる計画との連携も必要になるものと考えます。

本計画の策定時点で、横手市立小学校の配置に関する新たな計画はありませんが、少子化の進展により小学校の配置が変更される場合には、本計画も必要に応じて見直しを行い、調和のとれたものとします。

## 3 計画の目標

市町村整備計画には、児童福祉法の規定により、保育提供区域における保育所と幼保連携型認定こども園の整備に関する目標を定めることとされています。

本計画の目標は、第3期横手市子ども・子育て支援事業計画に定めた24の実施策（次頁参照）のうち、次の5つの施策の推進とします。

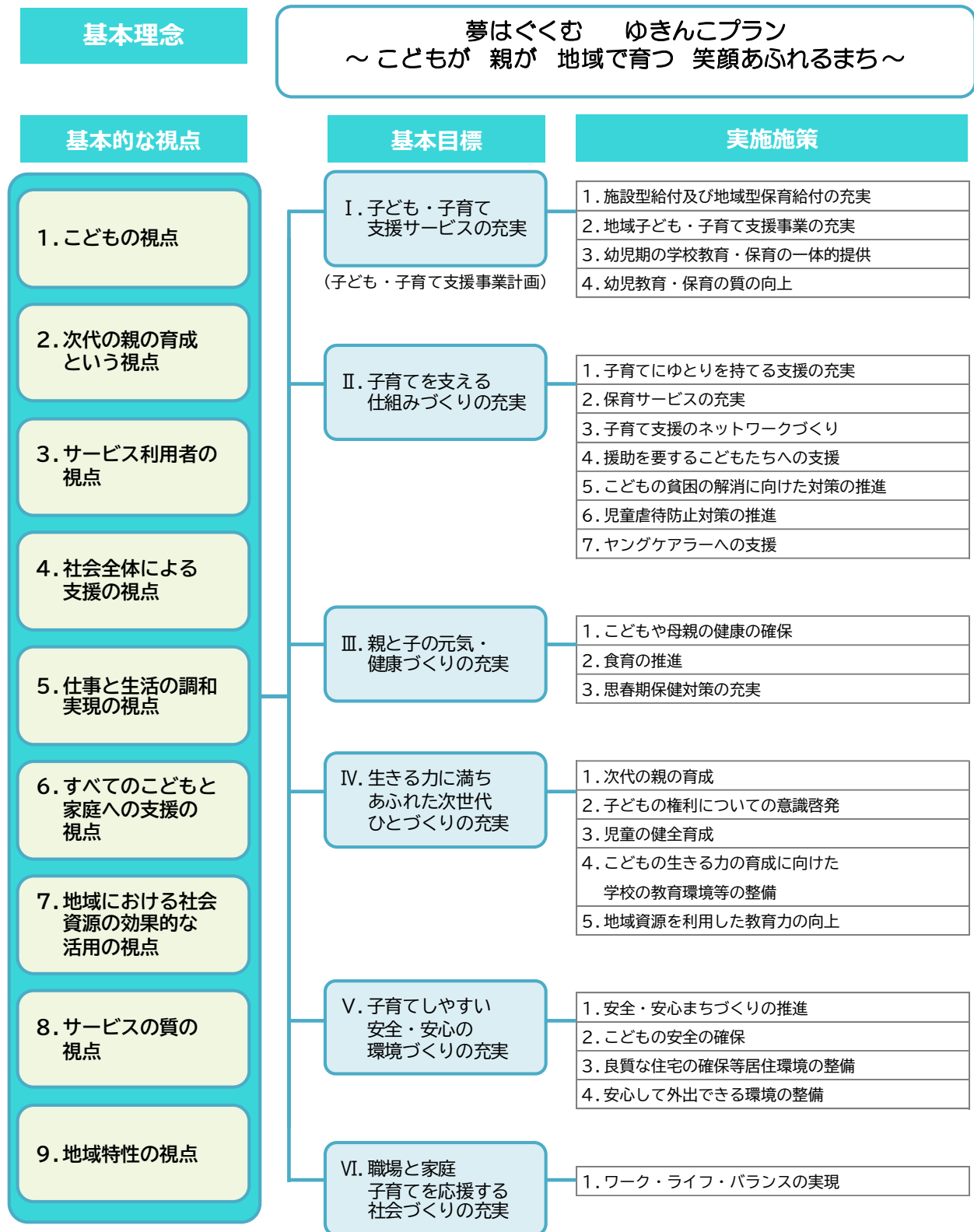
- (1) 施設型給付及び地域型保育給付の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- (4) 幼児教育・保育の質の向上
- (5) 保育サービスの充実

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

第3次横手市総合計画と第3期横手市子ども・子育て支援計画の計画期間と重ね、進行の管理を行います。また、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

※第3期横手市子ども・子育て支援事業計画の体系 (P77)



## 5 教育・保育施設の現状

横手市に所在する教育・保育施設は、令和7年4月1日現在で33施設です。内訳は、公立保育所2、私立保育所23、私立認定こども園が8です。ほか、地域型保育事業所が2施設、認可外保育所が4施設（うち1施設は休止中）です。公立保育所については、公立保育所民営化計画により民営化を進めており、令和7年度末で当該2施設の運営を終了する予定で、令和8年度以降は全施設が私立での運営となります。

園児数は、出生数の減少に伴い、ほぼ全ての施設で減少傾向にあります。

（市の出生数 平成26年 533人、令和6年 298人 ※秋田県の人口と世帯（月報）より）

### 1. 現在の入所人員

#### （1）保育所の入所人員（令和7年4月1日現在）

地域	施設名称	利用定員	入所人員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
横手	横手幼児園	80	6	6	11	13	15	15	66
	横手マリア園	30	1	6	2	3	4	5	21
	アソカ保育園	60		9	9	6	6	11	41
	明照保育園	90	3	13	15	18	18	15	82
	白梅保育園	60	4	8	8	7	14	9	50
	常盤保育園	50	1	5	6	7	14	11	44
	ときわベビー&キッズ	65	4	14	15	14			47
	むつみ乳児保育園	30	6	7					13
	旭保育園	50	1	3	9	10	14	13	50
	金沢保育園	40		5	5	4	12	3	29
	みいりの保育園	80		9	13	14	10	16	62
増田	ますだ保育園	90	1	2	14	16	18	15	66
平鹿	浅舞感恩講保育園	50	1	5	9	10	10	11	46
	下鍋倉保育所	70	4	5	7	9	12	19	56
	樽見内保育園	30		5	3	5	5	2	20
	吉田保育所	50	2	8	6	7	6	11	40
	醍醐保育園	80	5	12	8	7	16	23	71
雄物川	雄物川保育園	70	1	8	8	16	12	13	58
大森	大森保育園	50		7	7	5	9	12	40
	川西保育園	30			2	6	6	5	19
十文字	十文字保育園	120	2	18	17	22	23	29	111
	三重保育所	60	1	4	6	6	9	5	31
	にしの杜保育園	60	3	11	11	11	10	7	53
山内	さんない保育園	40	2	7	3	9	8	7	36
大雄	たいゆう保育園	50	1	3	6	15	7	13	45
合計		1,485	49	180	200	240	258	270	1,197

(2) 認定こども園の入所人員（令和7年4月1日現在）

地域	施設名称	利用 定員	入 所 人 員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
横手	認定こども園上宮第一 幼稚園	64		1	4	4	7	17	33
	認定こども園上宮第二 幼稚園	64		3	3	7	10	8	31
	認定こども園土屋幼稚園・ 保育園	90	3	10	11	15	21	16	76
	むつみ幼保連携型認定 こども園	95			21	21	24	20	86
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	99	4	12	13	18	21	22	90
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	86	4	12	14	15	17	19	81
雄物川	幼保連携型認定こども園沼 沼館保育園	60	2	6	11	9	14	14	56
十文字	認定こども園こひつじ	55	2	5	6	10	14	12	49
合計		613	15	49	83	99	128	128	502

(3) 地域型保育事業所（事業所内保育所）の入所人員（令和7年4月1日現在）

地域	施設名称	利用 定員	入 所 人 員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
横手	あたごキッズ	12		3	3				6
平鹿	ぽかぽか西風苑	5		1	1				2
合計		17		4	4				8

## 2. 入所人員の推移

全市的に入所人員が減少していますが、宅地開発が進み子育て世代が転入した一部地域では、増加または緩やかな減少となっています。

旧町村部においては、十文字地域が、他地域よりも、減少幅がやや小さくなっています。

また、認定こども園に移行した施設では、他の認定区分の園児の入園により、増加または緩やかな減少となっています。

### (1) 保育所の入所人員の推移

地域	施設名称	入 所 人 員（4月1日現在）				増減率	備考
		平成 28 (2016)	平成 31 (2019)	令和 4 (2022)	令和 7 (2025)		
横手	横手幼児園	80	78	80	66	-18%	
	横手マリア園	55	45	32	21	-62%	
	アソカ保育園	91	74	51	41	-55%	
	明照保育園	134	108	97	82	-39%	
	白梅保育園	79	65	60	50	-37%	
	常盤保育園	69	63	60	44	-36%	
	ときわベビー&キッズ	38	28	29	47	24%	令 7.4 名称規模変更
	むつみ乳児保育園	30	32	27	13	-57%	
	旭保育園	123	91	77	50	-59%	
	金沢保育園	63	52	31	29	-54%	
みいりの保育園	108	87	72	62	-43%		
増田	ますだ保育園	148	110	91	66	-55%	令 8.4 民営化予定
平鹿	浅舞感恩講保育園	80	82	66	46	-43%	
	下鍋倉保育所	113	107	89	56	-50%	
	樽見内保育園	60	56	41	20	-67%	
	吉田保育所	102	93	61	40	-61%	
	醍醐保育園	95	99	87	71	-25%	
雄物川	雄物川保育園	88	88	63	58	-34%	
大森	大森保育園	97	66	54	40	-59%	
	川西保育園	61	46	39	19	-69%	令 3.4 民営化
十文字	十文字保育園	158	125	116	111	-30%	令 3.4 民営化
	三重保育所	60	55	44	31	-48%	令 8.4 民営化予定
	にしの杜保育園	(86)	(59)	60	53	-38%	令 2.4 統合民営化
山内	さんない保育園	69	61	68	36	-48%	令 7.4 民営化
大雄	たいゆう保育園	107	94	46	45	-58%	令 2.4 民営化

※統合があった施設は、統合前の旧施設の園児数を合算して（ ）で表示。

※増減率は、平成 28 年の入所人員に対する、令和 7 年と平成 28 年の入所人員の差の割合。

※入所人員は、広域入所受託児童を除く。

(2) 認定こども園の入所人員の推移

地域	施設名称	入 所 人 員 (4月1日現在)				増減率	備考
		平成 28 (2016)	平成 31 (2019)	令和 4 (2022)	令和 7 (2025)		
横手	認定こども園 上宮第一幼稚園	49	53	54	33	-33%	平 28.4 移行
	認定こども園 上宮第二幼稚園	58	51	57	31	-47%	平 28.4 移行
	認定こども園 土屋幼稚園・保育園	78	58	71	76	-3%	平 28.4 移行
	むつみ幼保連携型認定 こども園	85	70	81	86	1%	令 2.4 移行
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	118	113	97	90	-24%	令 4.4 移行
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	48	75	78	81	69%	令 4.4 移行
雄物川	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	137	115	82	56	-59%	令 2.4 移行
十文字	認定こども園こひつじ	83	83	71	49	-41%	平 27.4 移行

※備考欄には、各施設が保育所・幼稚園から認定こども園へ移行した時期を記載。

※増減率は、平成 28 年の入所人員に対する、令和 7 年と平成 28 年の入所人員の差の割合。

※入所人員は、広域入所受託児童を除く。

(3) 地域型保育事業所（事業所内保育所）の入所人員の推移

地域	施設名称	入 所 人 員 (4月1日現在)				増減率	備考
		平成 28 (2016)	平成 31 (2019)	令和 (2022)	令和 7 (2025)		
横手	あたごキッズ	9	11	12	6	-33%	平 28.4 開設
平鹿	ぽかぽか西風苑	—	5	6	2	—	平 31.4 開設

※増減率は、平成 28 年の入所人員に対する、令和 7 年と平成 28 年の入所人員の差の割合。

※入所人員は、広域入所受託児童を除く。

## 6 教育・保育の需要と供給の推計

教育・保育施設の新たな設置認可（認定）にあたっては、その提供区域における需要と供給の状況と見通しを踏まえ判断することになっています。保育所の場合は、需要に供給がすでに達しているか、または新たな設置により、供給が需要を超えることになると認められる場合は、認可をしないことができると規定されています（児童福祉法第35条）。この運用は、認定こども園においても同様です（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等）。

子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法の規定により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要量）と確保の方策（供給量）を定めることとされています。

市では、教育・保育提供区域は1区域と定めているため、市全体を1区域として需給を判断します。

第3期横手市子ども・子育て支援事業計画で定めている、児童の人口推計、量の見込み及び確保対策は次の各表のとおりです。

なお、第3期横手市子ども・子育て支援事業計画で定めているのは、令和11年度までであるため、12年度の数値は本計画限りの推計値です。

### ①令和8年度～11年度までの推計値

推計方法：コーホート要因法

人口実績：近5年と3年の住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

人口推計に利用する“年齢別生残率”、“母親の年齢別出生率”は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における仮定値（中位）を使用。

### ②令和12年度の推計値

推計方法：次の独自推計による

※令和11年度の数値に、令和10年度に対する令和11年度の割合を乗じて得た値  
（小数点以下四捨五入）

### 【児童の人口推計（0歳～5歳）】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	277	267	261	255	250
1～2歳	566	579	558	541	525
3～5歳	1,064	949	889	848	806
合計	1,907	1,795	1,708	1,644	1,581
前年差	—	-112	-87	-64	-63

（推計は各年4月1日）

### (1) 1号認定【教育標準時間認定：認定こども園】

1号認定は、3～5歳のこどもで保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	48	43	40	38	36
②確保方策(人)	155	155	155	155	155
特定教育・保育施設	155	155	155	155	155
③過不足(②-①)	107	112	115	117	119

○確保対策は、利用定員数を記載しています。

### (2) 2号認定【保育認定：保育所、認定こども園】

2号認定は、3～5歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	991	884	828	790	751
②確保方策(人)	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312
特定教育・保育施設	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312
③過不足(②-①)	321	428	484	522	561

○確保対策は、利用定員数を記載しています。

### (3) 3号認定【保育認定：保育所、認定こども園、事業所内保育所】

3号認定は、0～2歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。

#### ①0歳児

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	254	245	240	234	229
②確保方策(人)	219	219	219	219	219
特定教育・保育施設	214	214	214	214	214
特定地域型保育事業	5	5	5	5	5
③過不足(②-①)	-35	-26	-21	-15	-10

○確保対策は、利用定員数を記載しています。

## ② 1 歳児

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	260	250	241	236	231
②確保方策(人)	308	308	308	308	308
特定教育・保育施設	302	302	302	302	302
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
③過不足(②-①)	48	58	67	72	77

○確保対策は、利用定員数を記載しています。

## ③ 2 歳児

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	246	268	258	248	238
②確保方策(人)	348	348	348	348	348
特定教育・保育施設	342	342	342	342	342
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
③過不足(②-①)	102	80	90	100	110

○確保対策は、利用定員数を記載しています。

# 7 確保の方策の目標と今後の方向性

上記の「6 教育・保育の需要と供給の推計」により、3号認定の0歳児において、確保方策(供給量)が不足しておりますが、他の年齢区分を含めた配置基準の中で充足することは可能です。

そのため、1号・2号・3号認定ともに、既存の供給量(保育所及び認定こども園、地域型保育事業所の定員合計値)で受入が可能となっております。

よって、現状として、教育・保育の供給量をさらに増やすこととなる新たな施設の設置認可(認定)は、供給過多につながり、その必要性が乏しい状況にあることから、新たな設置に関する目標は当分の間は定めません。

その他の確保の方策については、毎年、教育・保育の提供施設の空き状況や市内の需要動向を確認し、必要に応じて見直しを行います。

## 8 整備の方針

教育・保育施設は、地域に根差した施設であり、その運営の将来の方向性は、将来のこどもの人数のみならず、地域の人口動態とも密接に関連します。

横手市の将来の人口は、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和2年の国勢調査人口85,555人に対し、令和12年では72,129人、令和17年では65,769人、令和22年では59,712人と推計されています。

また、年少人口（15歳未満）は令和52年まで減少が続く見込みで、人口に占めるその割合も、同様に減少が続く見込みです。

出生数を見ると、およそ10年前の平成26年度は533人でしたが、令和6年度は298人であり、44%の減少となっています（秋田県の人口と世帯（月報）より）

このように出生数が減少する中であっては、園児数がますます減少し、保育所の経営を断念する施設が生じることは避けられず、さらには、地域によっては保育所の空白地域が発生することも想定されます。

このような状況は、当市固有のものではなく、県内市町村はもとより、広く全国的な状況でもあります。

令和6年12月、こども家庭庁より、令和7年度から令和10年度までの4年間の保育政策の方向性をまとめた「保育政策の新たな方向性」が公表されました。

これによると、国の保育政策は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から転換し、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3本柱へと、政策の軸を移す内容となっています。付随した具体的な取組として明記されたもののうち、「人口減少地域における保育機能の確保・強化」については、特に当市の実態と一致しています。

そして、国の保育政策を支えるため、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進することが、国から要請されています。

これらを踏まえ、地域の重要なインフラである保育所が、地域から必要とされ運営を継続しているよう、持続可能で質の高い保育を実現するため、市の整備方針を次のとおり定めます。

- (1) 保育の地域バランスを考慮し、一地域一保育所の維持
- (2) 将来を見据えた多機能化等の推進
- (3) 経営に関する相談・支援体制の充実
- (4) こどもが安全・安心に保育を受けられ、職員が働きやすい施設環境の確保

## 9 整備の施策

前述の4つの整備方針に基づき、施設と緊密に連携しながら、それぞれ施策を展開します。

### 方針（1） 保育の地域バランスを考慮し、一地域一保育所の維持

出生数の減少が続く中、園児数の減少により、保育所の経営は厳しさを増しており、経営を断念する例が県内でも見られます。保育所は子育て支援の拠点であり、地域に欠かすことができないインフラと考えます。市町村合併前の旧市町村単位で、現在もまとまったコミュニティが形成されていることから、一地域に最低1施設は保育所が運営されるよう、地域のインフラの維持のため施設に対し必要な支援を行います。

それにより、保育所の空白地域の発生を抑止し、どの地域に住んでいても、地域内に保育所がある保育提供体制を確保します。

### 方針（2） 将来を見据えた多機能化等の推進

#### ①保育機能の拡充・多機能化

国は、「保育政策の新たな方向性」で、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」を掲げています。保育の必要性がある家庭への対応は、既存の保育所が持つ機能ですが、それに加え、子ども・子育て支援を充実させる機能や、保育機能を起点に他業種他団体と連携して地域課題の解決につながる機能など、地域のニーズに応じた保育の多機能化を図ることが、子育て世帯の流出を防ぎ、地域の維持につながるものと考えられます。

本計画の策定に当たり教育・保育施設を対象に行ったアンケートにおいても、ソフト面・ハード面の両面において、多機能化への関心が高い結果が示されています。

一例として、園児の降園後に空き保育室や遊戯室を一般開放し、地域住民が体を動かす場として提供することで、健康促進や地域の交流につながる計画を検討中の保育所があります。

施設の経営方針や地域の実態に応じた取組を、市と施設の双方向から提案し、伴走型で推進します。

#### ②規模の最適化を図るための園舎の改修や移転

園児数が減る中、園舎の維持管理費用は大きな負担となります。一般的に、建物の規模や設備の老朽度に相関する光熱水費などは縮減が困難であり、その負担は経営維持の判断にも影響を及ぼします。経営の維持は、職員の雇用や地域の子育て拠点の確保につながります。既存園舎での運営が、総合的な判断の上で費用対効果に乏しく、将来の保育提供体制が見通せない場合は、経営の安定的継続と保育の質を保つため、園舎を移転したり、設備改修に併せて減築したりするなど、規模の最適化を図ることも選択肢として考えられます。

移転を検討する場合は、公共施設への移転が考えられます。既存施設の余裕床や遊休施設などが考えられ、公共施設の有効利用にもつながります。園舎は原則、自己所有が求められますが、地方公共団体等の信用度の高い団体から借用することは国通知により認められています。

市内の私立保育所は、公立保育所の民営化により設置された施設が複数ありますが、もともと公

立保育所は小学校と同じ敷地内に隣接していた施設が多く、その距離の近さにより、地域によっては、保育所と小学校は一体感が醸成されています。教育・保育施設と小学校との幼小接続の連携も進んでおり、小学校へ移転することは、保護者や地域の理解も得られやすいものと考えます。

一方で、実際に公共施設で保育をする場合は、施設の共用や施設運営との調整はもとより、保育所の設置認可基準を満たすため、施設の用途変更工事が必要になることから、その費用にかかる十分な検討が必要です。

### 方針（３） 経営に関する相談・支援体制の充実

教育・保育施設を対象に行ったアンケートでは、経営に関する相談業務に関し、市の体制強化の要望が多く寄せられました。

また、国の「保育政策の新たな方向性」においても、具体的な取組として、法人や施設の合併・事業譲渡等が進められる環境の整備が盛り込まれています。

日々の業務上の相談体制はもとより、外部コンサルタントの経営相談や先進地視察の準備支援、大規模改修工事の入札契約事務の業務支援などを行い、施設の事務的な負担軽減を図ることにより、経費の縮減や本来の保育業務に集中できる環境を整え、保育の質の維持向上に努めます。

### 方針（４） こどもが安全・安心に保育を受けられ、施設職員が働きやすい施設環境の確保

#### ①環境改善の工事費用への助成

施設的环境改善の工事にあたり、市は国の交付金を財源に、予算の範囲内で助成事業を行うことにより、各施設の経済的負担の軽減を図ります。

また、資金調達の支援として、無利息での事業費の貸付を、一定額を上限に行います。

建設工事は大規模な事業であるため、市は施設と早期に協議を行い、施工の規模が適正かどうか助言や確認をし、必要に応じて提案や調整を行うことで、円滑に工事が進むよう支援します。

#### ②保育士の確保対策

こどもが安全・安心に施設で生活するためには、当然のことながら配置基準を満たす有資格職員の配置が必要です。保育士不足と呼ばれる中であって、園児と十分に関わる保育が提供できることはもとより、障がい児など特別な支援が必要な園児へのきめ細かい対応ができるよう必要な保育士の確保を支援します。

#### ③地域子ども・子育て支援事業の実施（病児保育・一時預かり・延長保育）

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。市では、第3期横手市子ども・子育て支援事業計画に各事業を掲載しています。

現在、延長保育事業は全ての施設で行われており、一時預かり事業や体調不良時型の病児保育事業も導入が進んでいます。

引き続き、保護者の求める多様な保育ニーズへの対応のため、教育・保育施設と連携しながら、

各事業の利用量見込みを把握し、必要量の確保対策を進めます。

#### ④医療的ケア児の受け入れ体制の整備

令和7年4月現在、市内の教育・保育施設に在籍している、日常生活の上でたんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要なこども（以下、「医療的ケア児」という。）は1名ですが、市内には医療的ケアを要するこどもは複数おります。

令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所などの施設は、在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

市は、同法の施行を受け、教育・保育施設において医療的ケア児を保育するにあたっての基本的な考え方や医療的ケア児の保護者が施設の利用を申し込む場合に必要となる手続き、保護者・施設が留意すべき点などについてまとめた「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を、全県に先駆けて、令和5年4月に策定しています。

このガイドラインに基づき、関係機関と連携して、医療的ケア児の円滑な受け入れ態勢を構築し、医療的ケア児が他の園児と一緒に過ごすことができる環境の整備と保護者の暮らしの安定につなげます。

#### ⑤職員の定着を図るための ICT 化の推進

保育士不足の中で保育士を確保しても、事務作業や会計処理等の作業に追われ保育に専念できず、意欲が低下し、離職につながっているとの分析があり、市内施設でも同様に離職する例が見受けられます。

保育の質の維持のため、保育業務に集中できるよう周辺業務を効率化したり、標準化したりすることで負担軽減を図る必要がありますが、個々の施設の独自の取組に、市全体での取組を重ねることで、費用の縮減も含めより一層の効果が期待できます。

そのため、市が主導し、ICT事業者や保育事業者とともにICTに関する協議会を設立し、市全体でICT化に取り組む体制を構築することで、施設の運営効率と保育の質の向上を目指します。

#### ⑥こども誰でも通園制度の実施

「こども誰でも通園制度」は、令和7年度に、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度に全国一斉に開始される新制度です。

子育て世代への周知に努め、新たな保育サービスの浸透を図り、教育・保育施設と連携して取組を進めます。

# 10 施設修繕等の選定基準

方針（４）に掲げる施設の環境改善の工事に対する助成にあたっては、園児数の減少と限られた予算の中で整備効果を高め、安定的な保育提供体制の構築に資する必要があります。

そのためには、保育所の機能強化・多機能化、こどもと職員の安全対策、維持管理コストの縮減の観点特に重要と考え、それを踏まえ次のとおり助成要件と優先選定基準を定めます。

## 1. 助成要件について

要件	助成後 10 年以上の経営の継続が確実と認められる施設
判断基準	園児数の推計や保育士の確保見込、事業活動支出内容や流動資産・負債額、各種積立資産額その他決算状況などから総合的に判断する。
要件の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務が健全で安定していること</li> <li>・大規模な建設工事の助成額は数千万円に及ぶことも多く、予算投下に見合うだけの将来の経営期間が必要であること</li> <li>・国庫補助金制度において、10 年間の財産処分制限があるため、助成後 10 年間の経営は原則必要であること</li> </ul>

## 2. 優先選定基準について

国が示す選定基準に準じて、下表の「整備内容（例示）」によります。

「整備の目的」は、市が独自に定めたものです。

なお、記載順は優先順ではありません。

整備の目的	整備内容（例示）
機能強化・多機能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児や病児への対応の拡充など、多様な保育ニーズへの対応のための整備</li> <li>・他の社会福祉事業との複合化をするための整備</li> <li>・地域の子育て支援や地域づくりのための取組を行うための整備</li> </ul>
こどもと職員の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数を経過し、老朽化が著しい施設の修繕</li> <li>・熱中症対策のための冷房設備の整備</li> <li>・耐震基準を満たすための整備</li> </ul>
維持管理コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統廃合のための整備</li> <li>・規模の縮小のための整備</li> </ul>

横手市公立保育所の沿革

